

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和6年03月01日	(契約)小学校用教員用指導書の購入について（国語）	29,224,800		29,224,800	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科書図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002	令和6年03月01日	(契約)小学校用教員用指導書の購入について（書写）	17,534,880		17,534,880	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科書図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
003	令和6年03月22日	(契約)小学校用教員用指導書の購入について（社会）	11,365,200		11,365,200	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科書図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
004	令和6年03月01日	(契約)小学校用教員用指導書の購入について（算数）	19,302,800		19,302,800	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科書図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
005	令和6年03月05日	(契約)小学校用教員用指導書の購入について（理科）	15,790,500		15,790,500	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科書図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
006	令和6年03月05日	(契約)小学校用教員用指導書の購入について（音楽）	24,678,720		24,678,720	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科書図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
007	令和6年03月05日	(契約)小学校用教員用指導書の購入について（図工）	17,859,600		17,859,600	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科書図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和6年03月06日	(契約)小学校用教員用指導書の購入について（家庭）	10,824,000		10,824,000	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科書図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
009	令和6年03月22日	(契約)小学校用教員用指導書の購入について（保健）	11,906,400		11,906,400	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科書図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
010	令和6年03月06日	(契約)小学校用教員用指導書の購入について（英語）	36,440,800		36,440,800	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科書図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
011	令和6年03月06日	(契約)小学校用教員用指導書の購入について（道徳）	34,636,800		34,636,800	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科書図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
012	令和6年03月01日	小学校教員用教科書（前期 小学校及び総合支援学校使用分）の購入について	13,957,000		13,957,000	教育委員会事務局指導部学校指導課	京都府教科書図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
013	令和5年04月01日	光京都ネットGIGAスクールサービスに係る個別契約	82,215,540	①82,211,195 ②82,238,255 ③83,235,482	83,251,982	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	光京都ネットGIGAスクールサービス提供に関するコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
014	令和5年05月23日	全員制中学校給食の実施方式等検討調査業務	18,700,000		24,266,000	教育委員会事務局体育健康教育室	株式会社社長大	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
015	令和3年11月01日	京都市立呉竹総合支援学校施設整備工事設計業務委託 ただし、体育館・管理棟ほか設計意図伝達等業務委託	28,600,000		28,600,000	教育委員会事務局教育環境整備室	株式会社類設計室	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事		
016	令和5年04月03日	西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事 ただし、建築主体その他工事	4,750,900,000		4,933,524,200	教育委員会事務局教育環境整備室	松村組・公成建設特定建設工事共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事		
017	令和6年02月06日	京都市立呉竹総合支援学校施設整備工事設計業務委託 ただし、南校舎棟ほか建築及び設備工事実施設計業務委託	19,858,300		19,858,300	教育委員会事務局教育環境整備室	株式会社類設計室	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事		
018	令和6年02月27日	京都市立翔鷹小学校整備事業 給食棟建替及び北校舎ほか改修工事設計業務委託 ただし、建築及び設備工事基本設計・実施設計業務委託	41,118,000		41,118,000	教育委員会事務局教育環境整備室	株式会社三宅建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有	
019	令和5年05月29日	京都市立西総合支援学校施設整備工事 ただし、教室棟ほか建築主体その他工事	728,200,000		763,655,200	教育委員会事務局教育環境整備室	長村・岡野特定建設工事共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小学校用教員用指導書の購入について（国語）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和6年3月1日
- 4 履行期間
令和6年3月1日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区中筋通夷川上ル鉾田町306
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,224,800円
- 7 契約内容
令和5年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立小学校で使用する教員用指導書の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小学校用教員用指導書の購入について（書写）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和6年3月1日
- 4 履行期間
令和6年3月1日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区中筋通夷川上ル鉾田町306
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,534,880円
- 7 契約内容
令和5年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立小学校で使用する教員用指導書の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小学校用教員用指導書の購入について（社会）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和6年3月22日
- 4 履行期間
令和6年3月22日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区中筋通夷川上ル鉾田町306
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,365,200円
- 7 契約内容
令和5年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立小学校で使用する教員用指導書の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小学校用教員用指導書の購入について（算数）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和6年3月1日
- 4 履行期間
令和6年3月1日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区中筋通夷川上ル鉾田町306
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,302,800円
- 7 契約内容
令和5年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立小学校で使用する教員用指導書の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小学校用教員用指導書の購入について（理科）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和6年3月5日
- 4 履行期間
令和6年3月5日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区中筋通夷川上ル鉾田町306
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,790,500円
- 7 契約内容
令和5年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立小学校で使用する教員用指導書の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小学校用教員用指導書の購入について（音楽）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和6年3月5日
- 4 履行期間
令和6年3月5日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区中筋通夷川上ル鉾田町306
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）
24,678,720円
- 7 契約内容
令和5年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立小学校で使用する教員用指導書の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小学校用教員用指導書の購入について（図工）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和6年3月5日
- 4 履行期間
令和6年3月5日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区中筋通夷川上ル鉾田町306
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,859,600円
- 7 契約内容
令和5年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立小学校で使用する教員用指導書の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小学校用教員用指導書の購入について（家庭）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和6年3月6日
- 4 履行期間
令和6年3月6日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区中筋通夷川上ル鉾田町306
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,824,000円
- 7 契約内容
令和5年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立小学校で使用する教員用指導書の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小学校用教員用指導書の購入について（保健）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和6年3月22日
- 4 履行期間
令和6年3月22日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区中筋通夷川上ル鉾田町306
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,906,400円
- 7 契約内容
令和5年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立小学校で使用する教員用指導書の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小学校用教員用指導書の購入について（英語）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和6年3月6日
- 4 履行期間
令和6年3月6日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区中筋通夷川上ル鉾田町306
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）
36,440,800円
- 7 契約内容
令和5年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立小学校で使用する教員用指導書の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小学校用教員用指導書の購入について（道徳）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和6年3月6日
- 4 履行期間
令和6年3月6日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区中筋通夷川上ル鉾田町306
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）
34,636,800円
- 7 契約内容
令和5年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立小学校で使用する教員用指導書の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
小学校教員用教科書（前期 小学校及び総合支援学校使用分）の購入について
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和6年3月1日
- 4 履行期間
令和6年3月1日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区中筋通夷川上ル鉾田町306
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）
13,957,000円（未定）
- 7 契約内容
令和5年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立小学校で使用する教員用教科書の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に係る個別契約
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に関するコンソーシアム
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）82,215,540円
（変更①）82,211,195円
（変更②）82,238,255円
（変更③）83,235,482円
（変更後）83,251,982円
- 7 契約内容
学習系ネットワークからのインターネットへのアクセス方法をローカルブレイクアウト方式（学校から直接インターネットにアクセスする）とするもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ローカルブレイクアウトの実施に当たり適切な通信サービスが提供され、かつデータセンター集約方式による通信を行う事務系ネットワーク回線等との適切な連携が引き続き図られる必要があり、当該サービスの提供を行うことができるのは西日本電信電話株式会社京都支店を代表とする光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に関するコンソーシアムのみであるため、随意契約を締結している。（変更理由）サービス使用拠点のうちの1拠点における使用月数に変更が生じたため、1回目の契約変更を実施し、さらに新たな料金プランのサービスを追加利用するため、2回目～4回目の変更契約を実施した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
全員制中学校給食の実施方式等検討調査業務
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年5月23日
(変更後) 令和5年11月27日
- 4 履行期間
令和5年5月23日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市西区新町二丁目20番6号
株式会社 長大 大阪支社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 18,700,000円
(変更後) 24,266,000円
- 7 契約内容
全員制中学校給食の実施方式等検討調査業務
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
当初契約では、本市にとって適切な中学校給食の実施方式等の検討を支援することを目的に、自校方式、親子方式、デリバリー方式及びセンター方式について、それぞれ必要な調査等を実施することを定めていたが、当該業務を履行する中で、センター方式での実施を検討するに当たって、契約書に記載の無い民間活力の導入調査を、新たに実施する必要が生じたため契約内容を変更した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務は、業務の取組方針や具体的な取組内容、実施体制等について、総合的に判断する必要があるため、競争入札に適さないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により公募型プロポーザルによる契約の相手方の選定をすることとした。
本業務に係る受注候補者の選定等について、本市ホームページにて公募型プロポーザルとして広

く募集を行ったところ、2事業者から応募及び提案があった。選定組織において応募事業者から提出された受託提案書の内容を評価基準に基づき審査した結果、その評価が最も高く、総合的に他社よりも優秀であったため。上記事業者が本業務の受託者として最適であると判断し、受注候補者として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立呉竹総合支援学校施設整備工事設計業務委託
ただし、体育館・管理棟ほか設計意図伝達等業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年11月1日
(変更後) 令和6年1月29日
- 4 履行期間
(当初) 令和3年11月2日から令和6年2月29日まで
(変更後) 令和3年11月2日から令和6年7月16日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区西中島四丁目3番2号
株式会社類設計室
- 6 契約金額(税込み)
28,600,000円
- 7 契約内容
京都市立呉竹総合支援学校施設整備工事(以下「本工事」という。)は、令和元年度から令和3年度に行った基本設計・実施設計を2期の工事発注に分けて施工する長期の工事である。設計内容がしっかり反映され、1の建築物として一貫性のある品質管理のもと建物を完成させる必要があることから、工事監理者及び施工者に対して、設計者の意図を正確に伝達する必要がある。本件は、以上のような状況のもとで実施される工事の意図伝達業務を主とする設計業務委託である。設計者のみが受注できる業務であるため、設計業務の受託者に対し、設計意図伝達業務を委託している。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
業務委託の対象工事である、「京都市立呉竹総合支援学校施設整備工事」において、アスベスト除去作業に期間を要したことで、工期を延長する必要が生じ、それに伴って本業務においても、同じ期間の履行期間延長が必要となった。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記7のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事 ただし、建築主体その他工事
- 2 担当所属名
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月3日
(変更後) 令和6年3月27日
- 4 履行期間
令和5年4月4日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満1丁目3番21号
松村組・公成建設特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 4,750,900,000円
(変更後) 4,933,524,000円
- 7 契約内容
西陵中学校区小中一貫教育校施設の創設に向け、建築主体その他工事を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
 - (1) 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)が決定されたことを踏まえ、契約の相手方と協議を行った結果、公共工事に従事する労働者の適正な賃金水準の確保等を図るため、請負金額を新労務単価により積算した金額に変更することとなった。
また、これと併せて、材料単価等についても、原契約の締結の時点におけるものを用いて請負金額の積算を見直すこととなった。
 - (2) 上記(1)の請負金額の積算見直し後、工事で使用する建材等の原材料価格の著しい上昇により、当初の請負金額が不適当となったため、契約書の規定に基づき、請負金額を増額する必要が生じた。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
京都市立呉竹総合支援学校施設整備工事設計業務委託
ただし、南校舎棟ほか建築及び設備工事実施設計業務委託

2 担当所属名
教育委員会事務局教育環境整備室

3 契約締結日
令和6年2月6日

4 履行期間
令和6年2月7日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区西中島四丁目3番2号
株式会社類設計室

6 契約金額（税込み）
19,858,300円

7 契約内容

京都市立呉竹総合支援学校整備事業については、現在、令和2年度に設計委託が完了している「京都市立呉竹総合支援学校施設整備工事設計業務委託 ただし、建築及び設備基本設計・実施設計業務委託」における委託成果物に基づき、先行整備する必要がある体育館・管理棟及び西校舎棟等について工事発注し施工中である。次年度以降、引き続き南校舎棟・プール棟・ワーク棟等を整備する必要があるが、今後実施される埋蔵文化財発掘調査結果、社会情勢の変化及び先行整備で変更実施した内容への整合化に対応することを目的に、設計内容を見直すため本業務委託を行うものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、令和2年度に設計委託が完了している「京都市立呉竹総合支援学校施設整備工事設計業務委託 ただし、建築及び設備基本設計・実施設計業務委託業務^{*1}」設計内容の見直しであるため、当該委託の受託者である株式会社類設計室と契約することにより、設計計画及び現地踏査等の業務を省略できるほか、既往成果、データを効率的に活用することができるため、他業者と契約する場合に比べて著しく有利な価格で契約できるほか、業務期間を短縮することができる。

また、構造設計の再検討においては、元設計と同じ技術者を設計者とすることが、設計内容についての責任の所在を明確にするうえで必要である。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立翔鸞小学校整備事業 給食室棟建替及び北校舎ほか改修工事設計業務委託
ただし、建築及び設備工事基本設計・実施設計業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日
令和6年2月27日
- 4 履行期間
令和6年2月28日から令和7年8月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区仁王門通川端東入新丸太町37番地の6
株式会社三宅建築事務所
- 6 契約金額（税込み）
41,118,000円
- 7 契約内容
京都市立翔鸞小学校施設整備事業に係る基本設計・実施設計を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、各業者におけるこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2の2（4）に基づき、公募型プロポーザルによる随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式の書類審査による業務受託候補者の選定を行った結果、評価の合計点が最上位であったため、株式会社三宅建築事務所が受託候補者として最適であると判断し、当該設計事務所を委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立西総合支援学校施設整備工事 ただし、教室棟ほか建築主体その他工事
- 2 担当所属名
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年5月29日
(変更後) 令和6年3月27日
- 4 履行期間
令和5年5月30日から令和6年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京中保町64番地
長村・岡野特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 728,200,000円
(変更後) 763,655,200円
- 7 契約内容
西総合支援学校校舎校舎増築・既存校舎改修のため、建築主体その他工事を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
 - (1) 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価 (以下「新労務単価」という。) が決定されたことを踏まえ、契約の相手方と協議を行った結果、公共工事に従事する労働者の適正な賃金水準の確保等を図るため、請負金額を新労務単価により積算した金額に変更することとなった。
また、これと併せて、材料単価等についても、原契約の締結の時点におけるものを用いて請負金額の積算を見直すこととなった。
 - (2) 上記 (1) の請負金額の積算見直し後、工事で使用する建材等の原材料価格の著しい上昇により、当初の請負金額が不相当となったため、契約書の規定に基づき、請負金額を増額する必要が生じた。
 - (3) 建設発生土の処分に際し、処分者として指定していた事業者から、処分量の受入能力を超えることにより受入れを辞退したい旨の申し出があったため、処分指定地を変更することとなり、発生土処分費用が増額した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他